

資料 3

令和 8 年 1 月 3 0 日 (金) 午後 2 時 ~ 4 時

ラコルタ柏 2 階 講座室

令和 7 年度 柏市健康福祉審議会

民生委員審査専門分科会資料

目次

1 当分科会等の概要説明

- (1) 民生委員審査専門分科会 委員名簿 P 1
- (2) 民生委員審査専門分科会の位置づけ P 2

2 議題

- (1) 民生委員の委嘱状況について P 3
- (2) 現状の課題と必要な対応案について P 4
- (3) 取組の提案 P 5
- (4) 事務改善 P 7

3 (参考資料) 過去の推移等 P 8

Ⅰ (Ⅰ) 民生委員審査専門分科会 委員名簿

(敬称略, 五十音順)

NO	所属団体等	区分	氏名
1	柏市ふるさと協議会連合会	会長	阿部 孝
2	柏市民健康づくり推進員連絡協議会	副会長	村上 広子
3	柏市ひとり親福社会	委員	五十嵐 政江
4	柏市小中学校長会	委員	岩田 久美
5	柏市非営利団体連絡会	委員	北山 紀代子
6	柏市民生委員児童委員協議会	委員	山名 恵子

※任期: 令和6年5月1日から令和8年4月30日まで

1 (2) 民生委員審査専門分科会の位置づけ

	概要	内容	備考
1	委嘱事務	民生委員候補者の適否の審査に関する事項	努力義務
2	解職事務	解職を具申するための意見聴取	法定事項
3	その他	現在の状況や今後の取組に関する審議	任意事務



民生委員制度の健全な運営を支える会議体

2 (1) 民生委員の委嘱状況について

一斉改選前(～R7.11.30)

NO	摘要	人数(単位:人)
1	定数	584
2	実数	541
2-1	区域	503
2-2	主任	38
3	欠員数	43
4	委嘱率	93%

一斉改選後(R7.12.1～)

NO	摘要	人数(単位:人)
1	定数	587
2	実数	478 ▲63人
2-1	区域	440
2-2	主任	38
3	欠員数	109
4	委嘱率	81% ▲12%

委嘱率の低下

2 (2) 現状の課題と必要な対応案

主体	何が起きているか	必要な対応案	取組
町会	1. 町会加入率の減少	1. 町会加入者以外の受入	推薦母体の拡充
	2. 町会長等の輪番交代による地域人材情報共有の難航化	2. 現職民生委員等との人材情報の交換	
民生委員	1. 委嘱前後の活動内容に対する認識の差異	1. 活動内容を事前に周知し mismatch を解消	「民生委員になりませんか」チラシ作成
	2. 心的負担の蓄積	2. 在任歴の長い民生委員によるフォローアップ	協力員制度を調査中
	3. 欠員地区の増加によるカバー等活動負担の増加	3. 業務内容を精査し、無理なく継続できる活動環境の確保	国の発令に基づき、精査中
	4. 年齢制限による辞任	4. 年齢制限の緩和（撤廃）	令和元年、再任等の緩和を実施
一般市民 (潜在候補者)	1. 民生委員活動の認知不足	1. 普及啓発活動の促進 (HP, チラシ配布等)	民児協及び事務局、行政で検討中
	2. 現役世代(有職者・定年延長)の増加	2. オンライン会議の導入	
	3. メリットが見えない	3. 魅力の見える化	

2 (3) 取組の提案 ～推薦母体の拡充～

現状			
区分	推薦母体 (一斉改選)	推薦母体 (随時委嘱)	備考
民生委員	町会・自治会・区	町会・自治会・区	
主任児童委員	ふるさと協議会	ふるさと協議会	



変更案			
区分	推薦母体 (一斉改選)	推薦母体 (随時委嘱)	備考
民生委員	町会・自治会・区	町会・自治会・区 民児協	随時委嘱時のみ民児協 も推薦可とする
主任児童委員	ふるさと協議会	ふるさと協議会 民児協	同上

2 (3) 取組の提案 ～推薦母体の拡充～

	現 行 (民見協無し)	変 更 案 (民見協有り)	備考
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 1. 候補者選出により親しみを持ち、活動への理解・支援 2. 民生委員活動の連携を維持 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 潜在候補者発掘主体の増加 2. 現職の民生委員が適任者を探すことによりミスマッチの解消及び適任者を確保を期待 3. 既存推薦母体の負担軽減 	
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 1. 候補者確保に難航 2. ミスマッチの発生 3. 推薦母体の負担大 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 既存推薦母体以外から選出することによる民生委員活動への理解・支援の薄弱化 2. 町会等との連携弱体化懸念 	

議論いただきたい点

変更案導入の可否について

2 (4) 事務改善 ～委嘱時期の変更～

		現状	変更案	備考
委嘱回数		3回	3回	変更なし
委嘱月	1回目	7月	5月	
	2回目	12月	9月	
	3回目	3月	1月	

※一斉改選年度は12月委嘱も実施

- 委嘱回数:令和5年度より年度ごとに3回実施
- 今般の一斉改選において,推薦書類提出期限後に候補者が見つかる事案,担当した地区が欠員地区となったことを憂慮した退任予定者が推薦書類提出期限後に翻意する事案が散見
- 現行のルールでは一斉改選(12月)から次の委嘱(3月)まで3ヶ月間の間隔を要する
- これを短くし新任民生委員が早期に活動を開始することで,地域における欠員地区の発生期間を短くすることが可能
- 副次的効果として,他の委嘱月との間隔も等間隔(4か月ごと)とすることにより,制度説明の簡略化による理解促進が期待

3 (参考資料) 過去の推移等 ～過去の欠員対策～

	1	2	3
	協力員制度	立候補制度	年齢制限緩和(撤廃)
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ① まずは活動内容を実地で理解していただくことが期待できる。 ② 活動をサポートすることにより当該民生委員の負担軽減ができる。 ③ 年齢制限等により民生委員を退任された方が協力員になることにより、その知識や経験を後継者に承継できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 埋もれている人材発掘に繋がる。 ② 推薦される方のモチベーションに期待できる。 ③ 民生委員制度の周知啓発にも期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 民生委員活動を継続する意欲がある方に引き続き御活躍いただくことが可能となる。 ② 個々人の意欲, 能力及び健康状態に応じて柔軟に委嘱が可能となり, 成り手不足解消が期待できる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ① 民生委員はもとより協力員制度についても知名度が低いため, 市民への周知が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 応募人材と不足地域のミスマッチが発生する可能性あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ① (加齢による) 任期中の健康不安や活動時の事故発生可能性が高まる。 ② 期限がなくなることによる民生委員のモチベーションに悪影響を及ぼす。

3 (参考資料) 過去の推移等 ~過去3回の委嘱者数等~

	前々回			前回			今回		
	R1			R4			R7		
	定数 (人)	実数 (人)	委嘱率 (%)	定数 (人)	実数 (人)	委嘱率 (%)	定数 (人)	実数 (人)	委嘱率 (%)
国	239,682	228,206	95	240,547	225,356	94	240,971	220,880	92
千葉県	9,275	8,667	93	9,333	8,611	92	9,372	8,281	88
柏市	577	501	87	584	501	86	587	478	81
(参考) 中核市	39,462	37,719	96	41,735	39,383	94	41,845	38,801	93